

近隣にお住まいの皆様

住宅宿泊事業計画について

墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり事業計画の変更に
ついて説明申し上げます。

第1 住宅宿泊事業を営もうとする者について

- 事業開始後の緊急連絡先電話番号

第2 住宅宿泊事業の管理運営について

- 苦情への対応方法

- 法第9条第1項に規定する周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について

(1) 騒音の防止のために配慮すべき事項

(2) ごみの処理に関し配慮すべき事項

(3) 火災の防止のために配慮すべき事項

(4) その他、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

- 周辺地域の生活環境の悪化を認識するために、住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場所の所在地
(条例第13条ただし書に該当する場合のみ)